

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な雇用対策について

(1) 持続可能で自立したまちづくりをしていくため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体を実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。

また、U I J ターンによる就業と定住を促進するため、人材と就業先のマッチングを図る取組に対する支援を行うこと。

(2) 働き方改革を推進するため、産官学連携による「A I」を活用した実証実験段階での取組に対し、財政支援を講じること。

(3) 地方の中小企業の働き方改革による生産性向上策及び賃金・待遇改善策に対する支援措置の拡充を図ること。

(4) 地方における大学生等の若者雇用の創出のため、企業に対し、地域限定社員採用枠の導入を促すこと。

2. 高齢者の雇用対策を充実すること。

また、シルバー人材センター事業について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、所要の措置を講じること。

3. 女性の雇用対策を充実すること。

また、働く女性の出産、子育て、職場復帰等に当たり、経済的不利益が生じないよう処遇の改善を図るなど、労働環境の整備を推進すること。

4. 一定の専門性・技能を持つ即戦力の外国人労働者を幅広く受け入れるため、態勢整備を図ること。

また、外国人技能実習制度について、ホテル・旅館業や飲食業における業務を、技能実習2号移行対象職種とし、3年間の実習が可能となるようにすること。

5. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を撤廃し、設置の継続を可能にすること。

6. 東日本大震災関係について

被災地における若者の地元定着を図るため、雇用創出対策を講じるとともに、地域で働く意識醸成やU I J ターン促進に向けた取組に対する財政措置を講じること。